



令和 5 年 6 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

かすがい事業協同組合

皆様、こんにちは。

新型コロナウイルス感染症も 5 類になり、各種総会への参加とその後の懇親会で、肝臓が休まる日がありません(笑)

さて、コロナとの関連もありますが、いよいよ弊社のグループ会社「かすがい事業協同組合」の動きも活発になってきました。

はじめての実習生の入国や、既に面接が終わり入国を待っている方も多くいらっしゃいます。まだまだ分からないことばかりですが、顧問先の皆様、地域経済団体の友人、同業の組合の方からの紹介などで、順調に推移しています。

加えて、日本の技能実習生制度も大きく変わると新聞等で報道されております。人口減少日本の労働力不足解消のため、より活用しやすくなる方向で動き出しています。

私がまだ中学生くらいのときは外国人の方を見かけることも少なく、「あそこに外人いたよ」というような会話があったなと思い出されます。このあたりも少しずつ変わっていき、アメリカのように多様な人種の開かれた国になっていくのでしょうか。

ぜひこの機会に、外国人雇用を考えていらっしゃる方は、担当の職員までお声がけください。



本店
便り

新戦力が続々と・・・

文責：亀田

こんにちは。

最近の弊社は、社員やパート・アルバイトといった勤務形態を問わず仲間がどんどん増えてきて、社内がとても賑やかです。

そんなフレッシュなメンバーの一部をご紹介します、今月はこちら！

初めまして、武市聖吾（たけいち せいご）と申します。

趣味は、ゲームをすることです。大学からは、ゲームが好きすぎて作る方にも手を出し始め、それも趣味になりました。

大学は法学部であり、宅地建物取引士を取りながら法学について学んでおりました。しかし、会計や税法についてはまだまだ浅学でありますので、これから日々精進したいと思っております。

よろしくお願いいたします。



インター店便り

パン屋がうまっし！！

文責：大脇

こんにちは。雨に映える紫陽花の花も美しく、爽やかな季節となりましたね。

インター店は春より連日珍客がご来店されています。裏が山だからしょうがないんですけどね。人と自然の共存、まさに SDGs !

さて久しぶりの『NAOMI のこそっと事業所訪問』！

第六弾は、5月16日にオープンしたばかりの **Bakery Cafe LE CORDON (ベーカリーカフェ ル・コルドン)** さんです。

あのハンバーグ師匠（スピードワゴンの井戸田さん）も唸らせた、春日井市瑞穂通の洋食屋オガッシさんが手がけたベーカリーカフェです。

実は…オープン前にこちらのパンを試食させてもらっているんです♡



看板商品は、“ロデヴ フォンデュ”。

国産小麦の全粒粉と数種類のチーズを使い、石窯でじっくり焼き上げた多加水パンです。



【看板商品「ロデヴ フォンデュ」】

生地は小麦粉 100% に対し、通常は多くても水 60% 程度のところ、約 100% の水分量！その水気を多く含む生地を独自の製法で焼き上げられたそうで、う～ん美味しい♡しっとりとしつつ超もちり食感と、国産小麦ならではのきめの細やかさと深い味わい、やさしい甘みが格別！

チーズも、パン本来のうま味を邪魔しないのに、流石数種類使用されているだけあって、絶妙なコクとうま味！

もう1個食べようかな～と止まらなくなります（近日中に健康診断があるのに）。

また、ハード系のパンも充実していて、こちらもパサパサしておらず、噛み締めると小麦の香りが口いっぱいに広がります。

私はハード系のパンが大好きなので、瀬戸市ではカルム、春日井市ではバーゼルと決めていましたが、Bakery Cafe LE CORDON さんも新しくお気に入りのお店になりました😊



【店内には焼き立てパンがずらり。香ばしい香りが広がっています】

洋食屋さんが手がけたパンとあって、パンとしておいしいのはもちろん、料理にも合わせたパンを作っているそうで、シンプルで飽きがこないパンもあり日常使いにもおすすめ！

大人から子どもまでみんな楽しめるパン屋さんです♪



【弊社スタッフのお子さんも夢中♪】

【お店情報】

営業時間：8:30～18:00。定休日：木曜日。

駐車場はオガッシさんと共同です。

カフェは6月中旬オープン予定とのこと。

店名の「le cordon」はフランス語で、社長の緒方さんの「緒」を意味します。パン（食）を通して人と人、人と地域を結び、笑顔にしたい。そんな店主・緒方さんの情熱的かつ優しい気持ちが込められているそうです。皆様もぜひ訪れてみてください。

今回はありがとうございました。

経営
情報

生前贈与に対する課税の見直し

文責：木村

来年（令和 6 年）1 月 1 日以降の贈与より、生前贈与に対する課税が見直されます。

まず原則として、現預金や株式、土地・建物等の財産を贈与すると、贈与を受けた人は贈与税を納める必要があります。贈与税の課税方法は「暦年課税」と「相続時精算課税」の 2 種類があり、何もしなければ暦年課税となりますが、一定の要件のもと、贈与を受ける人が「この人からの贈与は今後すべて相続時精算課税にします」という届出書を税務署に提出することで相続時精算課税を選択できます。

これまで相続時精算課税は使いにくい制度でしたが、今回の見直しで多少使いやすくなり、逆に暦年課税は少し使いにくくなりました。具体的には、暦年課税は**持ち戻し期間が 3 年から最大 7 年に延長**され、相続時精算課税は**年間 110 万円の基礎控除が追加**されました。

	暦年課税	相続時精算課税
対象者(※1)	全ての個人	贈与者：60歳以上の父母・祖父母 贈与を受ける人：18歳以上の子・孫
非課税限度額	贈与を受ける人ごとに年間110万円の基礎控除	贈与者ごとに、相続開始まで合計2,500万円 贈与を受ける人ごとに 年間110万円の基礎控除
上記を超えた場合の贈与税率	10～55%（年ごとに計算）	一律20%
贈与者が死亡した場合の相続税の計算	相続開始前3年以内の贈与は全ての金額を、 4～7年以内の贈与(※2)はその合計額から100万円を差し引いた金額 を相続財産に加算(※3, 4)	この制度を適用した贈与財産は 年間110万円の基礎控除を除き 、全て相続財産に加算(※4)
制限	一度、その贈与者からの贈与について相続時精算課税を選択する届出書を提出すると、暦年贈与に戻すことはできない	

※1：贈与の年の1月1日時点の年齢

※2：経過措置のため、令和9年1月2日～令和12年12月31日の間に開始した相続に関しては、令和6年1月1日～相続開始日の3年前の前日の贈与

※3：相続・遺贈・相続時精算課税で財産を取得した者のみ。

※4：加算分に対して既に贈与税を納めていた場合は、その分を相続税から引くことが出来る。

令和 6 年 1 月 1 日以降、相続時精算課税選択に係る贈与者からの贈与は、年間合計 110 万円までなら将来の相続税の対象とならず、また年ごとの贈与税も発生しないため贈与税の申告も不要になります。但し、最初に贈与者ごとに届出書の提出が必要になります。

暦年課税は、死亡日前 7 年以内に贈与した財産は、年間 110 万円以内だったとしても相続の際に一定額を除いて相続財産に持ち戻す、つまり相続税の対象になります。

注意点としまして、一度、相続時精算課税を選択した贈与者からの贈与では、それ以後、暦年課税を使うことが出来なくなります。どちらの課税方法もメリット・デメリットがあり、かつ、その他細かいルール等もありますので、生前贈与をご検討中等の方は、担当者までご相談ください。

【参考】財務省 令和 5 年度税制改正

https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei23.html

無料経営相談実施中！！！！

代表 三上による経営相談をご活用ください！

2023 年 6 月開催スケジュール(要予約)

6 月 6 日(火) 10～12 時

6 月 14 日(水) 13～17 時

6 月 15 日(木) 18～20 時

ご予約電話番号 **0120-974-830**

臨時休業日のお知らせ

6 月 22 日(木)

誠に勝手ながら、上記日程で臨時休業を予定しております。

緊急の場合は三上(090-1830-5990)までご連絡ください。ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解・ご了承の程よろしくお願い申し上げます。

行楽
日記

角野隼斗ピアノリサイタル @バロー文化ホール（多治見市文化会館）

文責：片山

少し前になりますが、改修を終えたばかりの多治見市バロー文化ホールで角野隼斗さんのピアノリサイタルがあるということで、足を運びました。

角野さんは一昨年の紅白にも出演したのでご存知の方もいらっしゃると思いますが・・・東京大学大学院在学中に国内のコンクールで優勝し、2021 年に開催されたショパン国際ピアノコンクールではセミファイナリストとなる快挙を成し遂げた、27 才の若きピアニストです。

当日の会場には幅広い年代の方が聴きにきており、小学校低学年くらいのお子さんを連れた家族連れも多かったのが印象的でした。

演奏が始まるとすぐに美しい音色に引き込まれました。バロック音楽と現代音楽を行き来するというコンセプトで、時に即興や本人自ら作曲した曲も混ぜながらの演奏は、従来のクラシックコンサートとは一味違った構成で新鮮でした。

演出にも一工夫あり、ステージ上に並ぶ 4 本のライトが二進法で点灯し、今弾いている曲の番号がわかるという仕掛けも…。二進法についても分かりやすく説明してくれたので、ちびっ子達にも理解できたのでと思います(^^)

ラストの曲は録音 OK ということで、スマホで動画撮影し、思い出を残すことができました。

そんな角野さんですが、「かていん」名義で音楽配信を行う YouTuber でもあります。クラシックだけでなく、ジブリや邦楽、ゲーム音楽など様々なジャンルの曲を配信しているので、興味のある方は覗いてみて下さい♪



6 月の税務

- ・個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第 1 期分) **納付期限…6 月中において各自治体の条例で定める日**
- ・4 月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉、
10 月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…6 月 30 日(金)
6 月 15 日(木)
- ・所得税の予定納税額の通知

第 4 回建設業セミナー開催のご案内

テーマ：「その仕事、何歳まで続けられますか？」～安心してセカンドライフを迎えるための 4 つの準備～

対象者：建設業の法人役員、個人事業主の方

開催日：6 月 24 日(土) 18:30～21:30 (18:00 受付開始) ※セミナー、質疑応答、名刺交換、懇親会を予定

★顧問先の方へはチラシを同封しておりますので、詳細はそちらをご覧ください。

皆様のご参加をお待ち申し上げます！

三上税理士法人

- 本店 〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92 TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039
- 春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108-9 TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771
- ◆共通メールアドレス mikami@taxer.info